

実施細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、多摩リハビリテーション学院専門学校(以下「本学」という)の学則の規定にもとづき、学則の実施に必要な事項を定める。

2 各学則の実施に必要な事項でこの細則又は別の規則に定めがない事項は、学院長が定める。

第2章 入学、保証人等

(入学までの手続)

第2条 各学科の入学志願手続、履歴書の事項を含む入学手続については、学院長が定める。

(保証人)

第3条 保証人は独立の生計を営む成年者で、学生が本学に在学中、本人の一身上に関する一切の事柄につきその責任を負うことができる者でなければならない。

2 保証人は、学生の親権者、後見人又は親族で成年に達している者でなければならない。

3 保証人が死亡又はその資格を失ったときは、学生は直ちに他の保証人を定めその誓約書を提出しなければならない。

4 保証人に転籍、転居等の異動あるいは改印等があった場合は、保証人は直ちにその旨を本学まで届け出なければならない。

(復学、再入学の時期)

第4条 復学、再入学の時期は学院長の許可を受けた次年度4月とする。

第3章 授業科目等

(授業科目)

第5条 必修、選択必修又は選択の授業科目の別、授業科目の時間割りは、学院長が定める。

(履修方法、評価方法、学力考查方法)

第6条 授業科目の履修方法、評価方法、学力考查については、本学履修細則のほか、学院長が定める。

(授業時刻、休講、補講)

第7条 学院長が教育上必要と認めた場合、授業時間を変更することができる。

2 休講、補講については、学院長が定める。

第4章 欠席、公認扱い

(停学)

第8条 学院長が学生の懲戒処分として停学を命じた場合、当該欠席については公認扱いとすることができない。

(欠席届、公認願等)

第9条 学生は、本学の授業もしくは本学の定めた行事について、欠席した場合、その理由を明記の上、速やかに欠席届を本学教務課あてに届け出なければならない。ただし、傷病のため1週間以上欠席した場合、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学生は、本学の授業もしくは本学の定めた行事について、遅

刻又は早退した場合、その理由を明記の上、速やかに遅刻届又は早退届を本学教務課あてに届け出なければならない。

3 学生は、本学の各授業について、その時間全てに参加しなかった場合、その理由を明記の上、速やかに欠課届を本学教務課あてに届け出なければならない。

4 学生は、欠席、遅刻又は早退の公認扱いを申請する場合、速やかに所定の公認願を本学教務課あてに届け出なければならない。ただし、傷病を原因とする場合、医師の診断書を添付しなければならない。

第5章 納付金について

(学生納付金の納付)

第10条 学生納付金は次に掲げる期日までに納入しなければならない。ただし、授業料については2期に半額ずつ分納することができる。

前期 4月10日

後期 10月10日

(退学者及び除籍者の授業料)

第11条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学中の授業料等)

第12条 休学を許可された者、又は命ぜられた者については、その許可があった月、又は命ぜられた月の翌月から当該年度末までの授業料等の相当額を払い戻すものとする。

(留年者の授業料等)

第13条 留年した者は当該学年分の授業料等を所定の期日まで

に納入しなければならない。

(納付した学生納付金)

第14条 納付した学生納付金は本規則に別に定めがある場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(入学辞退による授業料等)

第15条 入学試験において合格し入学手続を進行させた者が所定期日までに入学辞退を申し出た場合は、検定料および入学金を除き納付した学生納付金を返還する。

(学生納付の督促)

第16条 学生納付金を第10条に規定する納付期限までに納付しない者には督促状を発行するものとする。

(納付金の延納)

第17条 経済的理由により納付が困難である場合、学院長の許可を受け徴収を猶予するものとする。

2 学生納付金を延納できる期間は当該納付期限後3ヶ月を限度とする。

3 学生納付金の延納を希望する場合は次に掲げる期日までに書面にて本学に申し出、学院長の許可を受けなければならない。

前期 4月10日

後期 10月10日

(転入学・編入学者)

第18条 転入学・編入学を許可された者の学生納付金は、当該年度の新入生と同額(入学金含む。)とする。

(本学学科より他学科転入学者)

第19条 本学他学科より転入学者の入学を許可された者の学生

納付金は、当該年度の新入生と同額（入学金含む。）とする。

（再入学者）

第20条 再入学を許可された者の学生納付金は、当該年度の新入生と同額（入学金は免除する。）とする。

（身上調査）

第21条 入学を許可された者は、入学時に本学所定の履歴書に所定事項を記入して本学あてに提出しなければならない。

2 履歴書の記載事項に転居等異動が生じた場合は、証明書等の発行、学校からの緊急連絡、その他に不備を生じるので身上異動届を速やかに本学あてに提出しなければならない。

第6章 雑則

（建物等の使用）

第22条 本学の土地、建物、付属施設、備品の使用については、学院長が定める。学生は、これらの使用を求める場合は、事前に使用許可を得なければならない。

2 学生は、本学の建物等を毀損又は滅失したときは、直ちに本学まで報告しなければならない。

3 学生は、本学の建物等を故意又は重大な過失により毀損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

（集会）

第23条 集会を行うときは、あらかじめその代表者は文書をもって届け出て学院長の承認を受けなければならない。ただし、集会を本学の建物等を使用して行うときの届出は、第22条第1項の許可申請に併記することができる。

（団体行動）

第24条 休業日等に、学生間で集会参加、施設見学等団体で行

動を共にする場合は、本学まで参加者の氏名及び日程等を届け出なければならない。

（防火管理）

第25条 本学の防火管理については、学院長の定めるところによる。

付 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。